三笠市地域おこし協力隊募集要項

（保健福祉部門）

【募集期間】**平成29年3月2４日（金）～平成29年9月30日（土）**

**※期間中に採用者が決定した場合、募集を終了します。**

【募集部門】保健福祉部門

【募集人員】1名

【業務概要】介護予防や生活習慣病予防を主眼とした健康づくり運動を促進するための

インストラクター業務

① 高齢者の運動器の機能向上や生活習慣病予防につながる健康運動教室の企画・開催

② 市民向けの健康運動の指導など

③ そのほか三笠市が必要と認める活動

【募集対象】

1. 3大都市圏の都市地域又は地方都市（条件不利地域を除く）にお住まいの方（住民票を有する方）で採用後、三笠市に住民票と生活の拠点を移すことができる方
2. 学校教育法に基づく高等学校を卒業した方（高卒以上）
3. 年齢20歳以上40歳未満の方
4. 普通自動車免許を有しており、日常の運転に支障のない方
5. パソコン（ワード、エクセル、インターネット）の基本的な操作ができる方
6. 活動期間終了後、三笠市で就業又は起業して定住する意欲のある方
7. 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
8. 体育系大学等を卒業し運動指導ができる方、もしくは、健康運動指導士等の資格を有する方であれば尚可

【勤務時間】

・1日の勤務時間は、原則として、午前8時30分～午後5時00分（休憩時間午後0時15分～午後1時00分までの45分間）の7時間45分とします。ただし、運動教室などの事業の開催時間により変動があります。

【休日・休暇】

1. 日曜日及び土曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
3. 12月30日から翌年の1月4日までの間
4. 業務上やむを得ない事情がある場合又は本人から申し出があった場合は、あらかじめ上記の休日を振り替えること、又は、上記の休日に勤務を命じることができる。
5. 年次有給休暇 有り

【雇用形態・期間】

1. 三笠市非常勤特別職職員
2. 採用時期は、相談のうえ決定します。
3. 年度契約とし、更新は委嘱日から最大３年間とします。
4. 委嘱期間満了前に退職する場合、30日前までに申し出てください。
5. 隊員としてふさわしくない行為があった場合は委嘱を取り消すこととします。

【給与・賃金等】

1. 月額16万6,600円（この額から社会保険料の本人負担分や所得税等が控除されます）
2. 支払期日は毎月末日とします。
3. 勤務を要する時間に勤務しなかった場合、三笠市職員給与条例第72条の例により算出した勤務1時間当たりの給料を当月又は翌月の給与月額から減額して支給することとします。

【待遇・福利厚生等】

1. 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入
2. 三笠市が指定した住宅に居住した場合、賃貸料は市が負担します。

　※生活に必要な備品・用品及び光熱水費などは個人負担とします。

③ 活動に必要な車両については隊員本人が用意するものとします。

※隊員の保持する自家用車について、市は月額3万円を限度として負担します（任意保険料等を含む）

④ 旅費（交通費）は、非常勤特別職職員報酬等条例に基づき予算の範囲内で支給します（市外宿泊11,000円、交通費交通機関実費計算等）。

1. パソコン、携帯電話の他、作業服など活動に必要と判断する物品は予算の範囲内で市が用意します。

【選考の流れ】

１　応募方法

応募用紙（履歴書）をホームページからダウンロードし、必要事項を記載・写真を貼付のうえ郵送で**平成29年9月30日（土）**まで提出ください。（消印有効）

　※採用者が決定次第、募集を終了となりますのでお早めにご応募ください。

２　選考方法

1. 第一次選考

応募書類受理後、書類選考を行い、その結果を2週間以内にメールで通知します。

1. 第二次選考

　　第一次選考の合格者を対象に三笠市役所において面接を行います。

　　※面接日程などの詳細は、第一合格者のみに通知します。

　　※面接のために必要となる交通費等は自己負担となります。

　③ 選考結果

　　第二次選考の結果は対象者に通知します。

【提出・問合先】

〒068-2192　北海道三笠市幸町2番地

三笠市役所　政策推進課定住対策係

電話　01267-2-3182（ダイヤルイン）

e-mail:seisaku@city.mikasa.hokkaido.jp